

税務・会計便り

～ゴルフ場利用税とは？非課税となる人は？～

＜ゴルフ場利用税とは？＞

ゴルフコースでプレーする際に1日1人当たり定額で納める税金。
昭和25年に施行された地方税の一種で、ゴルフ場の所在する都道府県がゴルフ場を利用するゴルファーに課す税金です。税額はゴルフ場の規模や整備状況によって変わってきます。その税込の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付します。

非課税・軽減措置となる場合は？

非課税となる利用

- 18歳未満の人、70歳以上の人又は障害者の方の利用。
↳ 運転免許証、身体障害者手帳などをゴルフ場に提示して下さい。
- 国民体育大会、学校の授業又はクラブ活動での利用。
↳ 教育委員会又は校長等が発行した非課税利用証明書をゴルフ場に提出して下さい。



軽減税率が適用される利用（税額が2分の1になります）

- 65歳以上70歳未満の人が、利用料金を通常の利用料金と比較して20%以上軽減しているゴルフ場で利用する場合。
↳ 年齢が確認できる運転免許証などをゴルフ場に提示して下さい。
- 知事が定める競技会に参加する選手が、利用料金を通常の利用料金と比較して20%以上軽減しているゴルフ場で利用する場合。
- 早朝、薄暮の利用者が一定の要件のもとで、利用料金を通常の利用料金と比較して50%以上軽減しているゴルフ場で利用する場合。



愛知県での納める額です。

ホール数	利用料金	税額1人1日
18ホール以上	12,000円超	1,150円
	10,000円を超え12,000円以下	1,100円
	8,000円を超え10,000円以下	950円
	6,000円を超え8,000円以下	800円
	4,000円を超え6,000円以下	650円
9ホール以上 18ホール未満	4,000円以下	500円
	4,500円超	650円
	4,000円を超え4,500円以下	550円
	4,000円以下	450円



都道府県ごとに軽減税率の適用の有無や、税額が変わるため、各ゴルフ場へ問い合わせる必要があります。

[http://www.sugiura - kaikei.jp](http://www.sugiura-kaikei.jp)

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100